

令和8年8月7日

九州運輸局

## 令和8年熊本地震に伴う保安基準適合証等の有効期間の延長について

令和8年熊本地震に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証等<sup>\*1</sup>及び限定自動車検査証<sup>\*2</sup>の有効期間の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

延長期間等につきましては、別紙のとおりです。

### 1. 保安基準適合証等の有効期間の延長について

熊本県全域に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間について、別紙「1. 保安基準適合証等の有効期間の延長について」のとおりとします。

### 2. 限定自動車検査証の有効期間の延長について

熊本県全域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間について、別紙「2. 限定自動車検査証の有効期間の延長について」のとおりとします。

※1 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が発行する、保安基準適合証及び保安基準適合標章。

※2 限定自動車検査証とは、継続検査時等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限って自動車が運行できるよう自動車検査証の代わりに交付するもの。

#### <お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車技術安全部 技術課・整備課

保安基準適合証等関係 岡部、安部 TEL：092-472-2537

限定自動車検査証関係 大塚、井上 TEL：092-472-2539

運輸と観光で九州の元気を創ります



## 1. 保安基準適合証等の有効期間の延長について

熊本県全域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者（民間車検場）が交付した保安基準適合証等であって、保安基準適合証等の有効期間の満了する日が令和8年7月29日から令和8年8月30日までのものについては、令和8年8月31日まで延長。

## 2. 限定自動車検査証の有効期間の延長について

熊本県全域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和8年7月29日から令和8年8月11日までのものについては、令和8年8月31日まで延長。